

個室ビデオ店等に係る建築確認申請について

平成 20 年に浪速区で発生した個室ビデオ店火災を受け、大阪市では、大阪市建築基準法施行条例の改正など再発防止のための施策を実施しています。

つきましては、個室ビデオ店等[※]の用途に供する部分を審査対象に含む確認申請書を提出される際には、当該用途の床面積の大小にかかわらず、確認申請書、建築計画概要書及び調査報告書の用途記載欄に、(市条例個室ビデオ店等)と付記（記載例を参照）いただきますようお願いいたします。

【記載例】

- ・ 遊技場（個室ビデオ店（市条例個室ビデオ店等））
- ・ 遊技場（カラオケボックス（市条例個室ビデオ店等））
- ・ 遊技場（インターネットカフェ（市条例個室ビデオ店等））

※個室ビデオ店等とは、次のものをいいます。（大阪市建築基準法施行条例第 3 条の 3）

- ① 個室（これに類する施設を含む。）において、フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に係る記録媒体又は電気通信設備を利用させ、映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗
- ② カラオケボックス
- ③ 個室において、インターネットを利用させ、又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- ④ 店舗型電話異性紹介業務その他これに類する営業を営む店舗

大阪市都市計画局
建築指導部建築確認課